

東日本大震災復興特別区域法案新旧対照条文目次

○	【附則第四条関係】 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）（抄） 新旧対照条文	1
○	【附則第五条関係】 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）（抄） 新旧対照条文	4
○	【附則第六条関係】 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）（抄） 新旧対照条文	5
○	【附則第六条関係】 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四十五条の二の規定による改正後の東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第 号）（抄）	7
○	【附則第七条関係】 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）（抄） 新旧対照条文	9
○	【附則第八条関係】 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十三号）（抄） 新旧対照条文	10
○	【附則第八条関係】 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十条の規定による改正後の東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第 号）（抄）	12
○	【附則第九条関係】 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）（抄） 新旧対照条文	16
○	【附則第九条関係】 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第二百一十一条の二の規定による改正後の東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第 号）（抄）	23
○	【附則第十条関係】 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第 号）（抄） 新旧対照条文	29
○	【附則第十条関係】 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第 号）第六十九条の規定による改正後の東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第 号）（抄）	30
○	【附則第十一条関係】 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄） 新旧対照条文	31
○	【附則第十二条関係】 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄） 新旧対照条文	32

改 正 案	現 行
<p>（災害の場合の公営住宅の建設等に係る国の補助の特例等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>25（略）</p> <p>6 地方公共団体が、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。第十七条第三項及び第四項において同じ。）により著しい被害を受けた地域の復興のために公営住宅の建設等をする場合において、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第 号）第七十八条第三項に規定する復興交付金（第十七条第三項及び第四項において単に「復興交付金」という。）を当該公営住宅の建設等に要する費用に充てるときは、当該復興交付金を第一項の規定による国の補助とみなして、この法律の規定を適用する。</p> <p>（国の補助の申請及び交付の手續）</p> <p>第十一条 事業主体は、第七條から前条までの規定により国の補助（第七條第五項又は第八條第六項の規定により第七條第一項若しくは第二項又は第八條第一項の規定による国の補助とみなされるものを除く。）を受けようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、事業計画書及び工事設計要領書を添えて、国の補助金の交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p>	<p>（災害の場合の公営住宅の建設等に係る国の補助の特例等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>25（略）</p> <p>（国の補助の申請及び交付の手續）</p> <p>第十一条 事業主体は、第七條から前条までの規定により国の補助（第七條第五項の規定により同条第一項又は第二項の規定による国の補助とみなされるものを除く。）を受けようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、事業計画書及び工事設計要領書を添えて、国の補助金の交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p>

2 (略)

(公営住宅の家賃に係る国の補助)

第十七条 (略)

2 (略)

3 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)第二十二條第一項の規定の適用を受け、若し

くは東日本大震災に係る同項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて東日本大震災により滅失したものに平成二十三年三月十一日において居住していた者に賃貸するため復興交付金を充てて建設若しくは買取りをした公営住宅又は同項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅については、事業主体が前条第一項本文の規定に基づき家賃を定める場合においては、前項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該公営住宅の管理の開始の日から起算して五年以上二十年以内で政令で定める期間、毎年度、予算の範囲内において、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額に三分の二(最初の五年間は、四分の三)を乗じて得た額を補助するものとする。ただし、同法第二十二條第一項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅にあつては、当該公営住宅の戸数が当該災害により滅失した住宅の戸数の五割に相当する戸数(同項の規定の適用を受けて建設又は買取りをする公営住宅がある場合にあつては、その戸数を控除した戸数)を超える分については、この限りでない。

2 (略)

(公営住宅の家賃に係る国の補助)

第十七条 (略)

2 (略)

3 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)第二十二條第一項の規定の適用を受けて建設

若しくは買取りをした公営住宅又は同項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅については、事業主体が前条第一項本文の規定に基づき家賃を定める場合においては、前項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該公営住宅の管理の開始の日から起算して五年以上二十年以内で政令で定める期間、毎年度、予算の範囲内において、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額に三分の二(最初の五年間は、四分の三)を乗じて得た額を補助するものとする。ただし、同法第二十二條第一項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅にあつては、当該公営住宅の戸数が当該災害により滅失した住宅の戸数の五割に相当する戸数(同項の規定の適用を受けて建設又は買取りをする公営住宅がある場合にあつては、その戸数を控除した戸数)を超える分については、この限りでない。

4| 地方公共団体が、東日本大震災により滅失した住宅に平成二十三年

三月十一日において居住していた低額所得者に転貸するため借上げを
した公営住宅について、前条第一項本文の規定に基づき家賃を定める
場合において、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者
負担基準額を控除した額の全部又は一部に相当する額の復興交付金が
交付されたときは、当該復興交付金を第二項の規定による国の補助と
みなして、この法律の規定を適用する。

5| 前各項に規定する入居者負担基準額は、入居者の収入、公営住宅の
立地条件その他の事項を勘案して国土交通大臣が定める方法により、
毎年度、事業主体が定める。

4 (略)

4| 前三項に規定する入居者負担基準額は、入居者の収入、公営住宅の
立地条件その他の事項を勘案して国土交通大臣が定める方法により、
毎年度、事業主体が定める。

附則第五条関係新旧対照条文

○ 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十一条（略）</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第 号）第七十四条に規定する業務を行うこと。</p> <p>3（略）</p>	<p>第十一条（略）</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>3（略）</p>

附則第六条関係新旧対照条文

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三法律第三十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （施行期日） 第一条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 第六条、第十一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十六条、第二十九条、第三十二条、第三十三条（道路法第三十条及び第四十五条の改正規定に限る。）、第三十五条及び第三十六条の規定並びに附則第四条、第五条、第六条第二項、第七条、第十二条、第十四条、第十五条、第十七条、第十八条、第二十八条、第三十条から第三十二条まで、第三十四条、第三十五条、第三十六条第二項、第三十七条、第三十八条（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十条第一項及び第二項の改正規定に限る。）、第三十九条、第四十条、第四十五条の二及び第四十六条の規定 平成二十四年四月一日</p> <p>三・四（略）</p> <p>（東日本大震災復興特別区域法の一部改正） 第四十五条の二 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十条中「第二十三条第三号」を「第二十三条第二号」に改める</p>	<p>附 則 （施行期日） 第一条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 第六条、第十一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十六条、第二十九条、第三十二条、第三十三条（道路法第三十条及び第四十五条の改正規定に限る。）、第三十五条及び第三十六条の規定並びに附則第四条、第五条、第六条第二項、第七条、第十二条、第十四条、第十五条、第十七条、第十八条、第二十八条、第三十条から第三十二条まで、第三十四条、第三十五条、第三十六条第二項、第三十七条、第三十八条（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十条第一項及び第二項の改正規定に限る。）、第三十九条、第四十条及び第四十六条の規定 平成二十四年四月一日</p> <p>三・四（略）</p>

° |

第二十一条中「附則第十六項」を「附則第十五項」に改める。

附則第六条関係新旧対照条文

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四十五条の二の規定による改正後の東日本大震災復興特別区域法（平成二十三法律第 号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二十条 前条第一項の認定を受けた復興推進計画に定められた罹災者公営住宅等供給事業に係る公営住宅又は改良住宅に入居しようとする被災者等については、当該復興推進計画に記載された同条第二項の期間が満了する日（その日が平成三十三年三月十一日後の日であるときは、同月十一日）までの間、公営住宅法第二十三条第二号（住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる条件を具備する者を公営住宅法第二十三条各号（住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる条件を具備する場合を含む。）に掲げる条件を具備する者とみなす。</p> <p>第二十一条 第十九条第一項の認定を受けた復興推進計画に定められた罹災者公営住宅等供給事業に係る公営住宅若しくは当該公営住宅に係る公営住宅法第二条第九号に規定する共同施設又は改良住宅（次条において「公営住宅等」という。）に対する同法第四十四条第一項及び第二項（これらの規定を住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）並びに公営住宅法附則第十六項の規定の適用については、同法第四十四条第一項中「四分の一」とあるのは「六分の一」と、同条第二項中「公営住宅の整備若しくは共同施設の整備又はこれらの修繕若しくは改良に要する費用に」とあるのは「公営住宅の整備若しくは共同施設の整備若しくはこれ</p>	<p>第二十条 前条第一項の認定を受けた復興推進計画に定められた罹災者公営住宅等供給事業に係る公営住宅又は改良住宅に入居しようとする被災者等については、当該復興推進計画に記載された同条第二項の期間が満了する日（その日が平成三十三年三月十一日後の日であるときは、同月十一日）までの間、公営住宅法第二十三条第三号（住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる条件を具備する者を公営住宅法第二十三条各号（住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる条件を具備する者とみなす。</p> <p>第二十一条 第十九条第一項の認定を受けた復興推進計画に定められた罹災者公営住宅等供給事業に係る公営住宅若しくは当該公営住宅に係る公営住宅法第二条第九号に規定する共同施設又は改良住宅（次条において「公営住宅等」という。）に対する同法第四十四条第一項及び第二項（これらの規定を住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）並びに公営住宅法附則第十六項の規定の適用については、同法第四十四条第一項中「四分の一」とあるのは「六分の一」と、同条第二項中「公営住宅の整備若しくは共同施設の整備又はこれらの修繕若しくは改良に要する費用に」とあるのは「公営住宅の整備若しくは共同施設の整備若しくはこれ</p>

らの修繕若しくは改良に要する費用又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第六条の地域住宅計画に基づく事業若しくは事務の実施に要する費用に」と、同法附則第十五項中「その耐用年限の四分の一を経過した場合においては」とあるのは「その耐用年限の六分の一を経過した場合において特別の事由のあるとき、又は耐用年限の四分の一を経過した場合においては」とする。

らの修繕若しくは改良に要する費用又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第六条の地域住宅計画に基づく事業若しくは事務の実施に要する費用に」と、同法附則第十六項中「その耐用年限の四分の一を経過した場合においては」とあるのは「その耐用年限の六分の一を経過した場合において特別の事由のあるとき、又は耐用年限の四分の一を経過した場合においては」とする。

改正案	現行
<p>第五十二条 河川管理者は、水利使用に関する河川法第二十三条等の許可の申請に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第六条に規定する通常要すべき標準的な期間(以下この条において「標準処理期間」という。)を定めるときは、特定発電水利使用に係る標準処理期間について、他の水利使用(東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第 号)第三十条第一項に規定する特定発電水利使用を除く。)<u>に</u>に係る標準処理期間に比して相当程度短い期間を定めるものとする。</p>	<p>第五十二条 河川管理者は、水利使用に関する河川法第二十三条等の許可の申請に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第六条に規定する通常要すべき標準的な期間(以下この条において「標準処理期間」という。)を定めるときは、特定発電水利使用に係る標準処理期間について、他の水利使用に係る標準処理期間に比して相当程度短い期間を定めるものとする。</p>

附則第八条関係新旧対照条文

○国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十三号）
（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 第四条中確定拠出年金法目次の改正規定（「第七十三条」を「第七十三条・第七十三条の二」に改める部分に限る。）、同法第三条第一項の改正規定、同法第三項第六号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定、同法第四条第一項第二号の次に一号を加える改正規定、同法第九条第一項、第十一条第六号、第十五条第一項、第五十四条第二項、第五十四条の二第二項及び第五十五条第二項第六号の改正規定、同法第三章第五節中第七十三条の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第三条第一項の改正規定並びに附則第四条、第五条及び第十条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>第二条 第九条 （略）</p> <p>（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）</p>	<p>附 則 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 第四条中確定拠出年金法目次の改正規定（「第七十三条」を「第七十三条・第七十三条の二」に改める部分に限る。）、同法第三条第一項の改正規定、同法第三項第六号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定、同法第四条第一項第二号の次に一号を加える改正規定、同法第九条第一項、第十一条第六号、第十五条第一項、第五十四条第二項、第五十四条の二第二項及び第五十五条第二項第六号の改正規定、同法第三章第五節中第七十三条の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第三条第一項の改正規定並びに附則第四条及び第五条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>第二条 第九条 （略）</p>

第十条 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第 号）

の一部を次のように改正する。

第三十四条中「喪失した日」の下に「（継続個人型年金運用指図者にあつては、継続個人型年金運用指図者となつた日）」を加える。

附則第八条関係新旧対照条文

○国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十条の規定による改正後の東
日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第 号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（確定拠出年金法の特例）</p> <p>第三十四条 特定地方公共団体が、第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、地域振興事業（復興推進計画の区域内において実施される地域社会の活性化、地域文化の振興その他特色ある地域の振興に資する事業であつて、連合会（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第五項に規定する連合会をいう。）が支給する同法附則第三条第一項の脱退一時金を活用することが見込まれるものをいう。別表の十二の項において同じ。）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、平成二十三年三月十一日において復興推進計画の区域内に住所を有していた者に対する同法附則第三条第一項の規定の適用については、当該認定を受けた日から平成二十八年三月三十一日までの</p> <p>「一 六十歳未満であること。</p> <p>間、同項中 二 企業型年金加入者でないこと。</p> <p>三 第六十二条第一項各号に掲げる者に該当しないこと</p> <p>「一 東日本大震災（東日本大震災復興特別区域法（</p> <p>イ 平成二十三年三月十一日において企業型年金</p> <p>ロ 平成二十三年三月十一日において個人型年金</p> <p>ハ 平成二十三年三月十一日において個人型年金</p> <p>とあるのは</p>	<p>（確定拠出年金法の特例）</p> <p>第三十四条 特定地方公共団体が、第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、地域振興事業（復興推進計画の区域内において実施される地域社会の活性化、地域文化の振興その他特色ある地域の振興に資する事業であつて、連合会（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第五項に規定する連合会をいう。）が支給する同法附則第三条第一項の脱退一時金を活用することが見込まれるものをいう。別表の十二の項において同じ。）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、平成二十三年三月十一日において復興推進計画の区域内に住所を有していた者に対する同法附則第三条第一項の規定の適用については、当該認定を受けた日から平成二十八年三月三十一日までの</p> <p>「一 六十歳未満であること。</p> <p>間、同項中 二 企業型年金加入者でないこと。</p> <p>三 第六十二条第一項各号に掲げる者に該当しないこと</p> <p>「一 東日本大震災（東日本大震災復興特別区域法（</p> <p>イ 平成二十三年三月十一日において企業型年金</p> <p>ロ 平成二十三年三月十一日において個人型年金</p> <p>ハ 平成二十三年三月十一日において個人型年金</p> <p>とあるのは</p>

。 一
二 六十歳未満であること。

三 国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二平成二十三年法律第 号)第二条第一項に規定する東日本大震災加入者であった者であつて、実施事業所が東日本大震災による被害を加入者であった者(同日において第六十二条第一項第一号に掲げる者加入者であった者(同日において第六十二条第一項第二号に掲げる者号被保険者及び個人型年金加入者でないこと。

をいう。以下同じ。)により政令で定める相当程度の住居又は家財の受けたため同日から平成二十五年三月十日までの間に当該実施事業所であった者に限る。)であつて、同日から平成二十五年三月十日までであつた者に限る。)であつて、その者が雇用されていた事業所が東損害を受けた者であつて、次のいずれかに該当するものであること。に使用されなくなり、かつ、当該請求した日の属する月の前月までの間に個人型年金運用指図者となり、かつ、当該請求した日の属する日本大震災による被害を受けたため同日から平成二十五年三月十日ま

六月間のうちに個人型年金加入者掛金の拠出がないこと。
月の前月までの六月間のうちに個人型年金加入者掛金の拠出がないこととの間に当該事業所に使用されなくなり、かつ、当該請求した日の属

。 一
二 六十歳未満であること。

三 国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二平成二十三年法律第 号)第二条第一項に規定する東日本大震災加入者であった者であつて、実施事業所が東日本大震災による被害を加入者であった者(同日において第六十二条第一項第一号に掲げる者加入者であった者(同日において第六十二条第一項第二号に掲げる者号被保険者及び個人型年金加入者でないこと。

をいう。以下同じ。)により政令で定める相当程度の住居又は家財の受けたため同日から平成二十五年三月十日までの間に当該実施事業所であった者に限る。)であつて、同日から平成二十五年三月十日までであつた者に限る。)であつて、その者が雇用されていた事業所が東損害を受けた者であつて、次のいずれかに該当するものであること。に使用されなくなり、かつ、当該請求した日の属する月の前月までの間に個人型年金運用指図者となり、かつ、当該請求した日の属する日本大震災による被害を受けたため同日から平成二十五年三月十日ま

六月間のうちに個人型年金加入者掛金の拠出がないこと。
月の前月までの六月間のうちに個人型年金加入者掛金の拠出がないこととの間に当該事業所に使用されなくなり、かつ、当該請求した日の属

と。

する月の前月までの六月間のうちに個人型年金加入者掛金の拠出がな

と、「その者の通算拠出期間（企業型年金加入者期間）
いこと。

「

第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により第三十三条
第一項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当
該期間を含む。）及び個人型年金加入者期間（個人型年金加入者が納
付した掛金に係る個人型年金加入者期間に限るものとし、第七十四条
の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する
第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者にあつては、当該期間
を含む。）を合算した期間をいう。）が一月以上三年以下であること
又は」とあるのは「当該」と、
「六 最後に企業型年金加入者又は個
七 前条第一項の規定による脱退一
人型年金加入者の資格を喪失した日（継続個人型年金運用指図者にあ
時金の支給を受けていないこと。

つては、継続個人型年金運用指図者となった日）から起算して二年を

と。

する月の前月までの六月間のうちに個人型年金加入者掛金の拠出がな

と、「その者の通算拠出期間（企業型年金加入者期間）
いこと。

「

第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により第三十三条
第一項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当
該期間を含む。）及び個人型年金加入者期間（個人型年金加入者が納
付した掛金に係る個人型年金加入者期間に限るものとし、第七十四条
の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する
第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者にあつては、当該期間
を含む。）を合算した期間をいう。）が一月以上三年以下であること
又は」とあるのは「当該」と、
「六 最後に企業型年金加入者又は個
七 前条第一項の規定による脱退一
人型年金加入者の資格を喪失した日から起算して二年を経過していな
時金の支給を受けていないこと。

いこと。
とあるのは
「六 前条第一項の規定による脱退一時金の支
七 当該請求に係る脱退一時金を東日本大震

経過していないこと。

とあるのは「六 前条第一項の規定による脱
七 当該請求に係る脱退一時金

退一時金の支給を受けていないこと。

を東日本大震災復興特別区域法第三十四条の認定を受けた復興推進計

画（同法第四条第一項に規定する復興推進計画をいう。）に定められ

た同法第三十四条に規定する地域振興事業のうち厚生労働省令で定め

るものために使用すると見込まれる者として同条の認定を受けた特

定地方公共団体（同項に規定する特定地方公共団体をいう。）の長が

認めた者であること。」とする。

給を受けていないこと。

復興特別区域法第三十四条の認定を受けた復興推進計画（同法第四

条第一項に規定する復興推進計画をいう。）に定められた同法第三十

四条に規定する地域振興事業のうち厚生労働省令で定めるものため

に使用すると見込まれる者として同条の認定を受けた特定地方公共団

体（同項に規定する特定地方公共団体をいう。）の長が認めた者であ

ること。」とする。

附則第九条関係新旧対照条文

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第二条、第七条、第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項の改正規定に限る。）、第十七条から第十九条まで、第二十二条（児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第二条、第七条、第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項の改正規定に限る。）、第十七条から第十九条まで、第二十二条（児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十</p>

第七條の四から第七條の七まで、第六十條から第六十二條まで、第六十六條、第九十八條、第九十九條の八、第三百三十九條の三、第四百四十一條の二及び第四百四十二條の改正規定に限る。）、第二百二十五條（公有地の拡大の推進に関する法律第九條の改正規定を除く。）、第二百二十八條（都市緑地法第二十條及び第三十九條の改正規定を除く。）、第三百三十一條（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七條、第二十六條、第六十四條、第六十七條、第九十四條及び第九十九條の二の改正規定に限る。）、第四十二條（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八條及び第二十一條から第二十三條までの改正規定に限る。）、第四百四十五條、第四百四十六條（被災市街地復興特別措置法第五條及び第七條第三項の改正規定を除く。）、第四百四十九條（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十條、第二十一條、第九十一條、第九十二條、第九十七條、第二百三十三條、第二百四十一條、第二百八十三條、第三百十一條及び第三百十八條の改正規定に限る。）、第五百五十五條（都市再生特別措置法第五十一條第四項の改正規定に限る。）、第五百五十六條（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二條の改正規定を除く。）、第五百五十七條、第五百五十八條（景観法第五十七條の改正規定に限る。）、第六十條（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六條第五項の改正規定（「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）、並びに同法第十一條及び第十三條の改正規定に限る。）、第六十二條（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十條、第十二條、第十三條、第三十六條第二項及び第五十六條の改正規定に限る。）、第六十五條（地域における歴史的風致の維

第七條の四から第七條の七まで、第六十條から第六十二條まで、第六十六條、第九十八條、第九十九條の八、第三百三十九條の三、第四百四十一條の二及び第四百四十二條の改正規定に限る。）、第二百二十五條（公有地の拡大の推進に関する法律第九條の改正規定を除く。）、第二百二十八條（都市緑地法第二十條及び第三十九條の改正規定を除く。）、第三百三十一條（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七條、第二十六條、第六十四條、第六十七條、第九十四條及び第九十九條の二の改正規定に限る。）、第四十二條（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八條及び第二十一條から第二十三條までの改正規定に限る。）、第四百四十五條、第四百四十六條（被災市街地復興特別措置法第五條及び第七條第三項の改正規定を除く。）、第四百四十九條（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十條、第二十一條、第九十一條、第九十二條、第九十七條、第二百三十三條、第二百四十一條、第二百八十三條、第三百十一條及び第三百十八條の改正規定に限る。）、第五百五十五條（都市再生特別措置法第五十一條第四項の改正規定に限る。）、第五百五十六條（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二條の改正規定を除く。）、第五百五十七條、第五百五十八條（景観法第五十七條の改正規定に限る。）、第六十條（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六條第五項の改正規定（「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）、並びに同法第十一條及び第十三條の改正規定に限る。）、第六十二條（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十條、第十二條、第十三條、第三十六條第二項及び第五十六條の改正規定に限る。）、第六十五條（地域における歴史的風致の維

持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。）、第六十九條、第七十一條（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一條の改正規定に限る。）、第七十四條、第七十八條、第八十二條（環境基本法第十六條及び第四十條の二の改正規定に限る。）及び第八十七條（鳥獸の保護及び狩獵の適正化に関する法律第十五條の改正規定、同法第二十八條第九項の改正規定（「第四條第三項」を「第四條第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九條第四項の改正規定（「第四條第三項」を「第四條第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四條及び第三十五條の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三條、第十五條から第二十四條まで、第二十五條第一項、第二十六條、第二十七條第一項から第三項まで、第三十條から第三十二條まで、第三十八條、第四十四條、第四十六條第一項及び第四項、第四十七條から第四十九條まで、第五十一條から第五十三條まで、第五十五條、第五十八條、第五十九條、第六十一條から第六十九條まで、第七十一條、第七十二條第一項から第三項まで、第七十四條から第七十六條まで、第七十八條、第八十條第一項及び第三項、第八十三條、第八十七條（地方税法第五百八十七條の二及び附則第十一條の改正規定を除く。）、第八十九條、第九十條、第九十二條（高速自動車国道法第二十五條の改正規定に限る。）、第九十六條、第一百一條、第一百二條、第一百五條から第七十七條まで、第一百十二條、第一百七十七條（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二號）第四條第八項の改正規定に限る。）、第一百十九條、百二十一條の二並びに第二百二十三條第二項の規定 平成二十四年四月一日

三〇六（略）

持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。）、第六十九條、第七十一條（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一條の改正規定に限る。）、第七十四條、第七十八條、第八十二條（環境基本法第十六條及び第四十條の二の改正規定に限る。）及び第八十七條（鳥獸の保護及び狩獵の適正化に関する法律第十五條の改正規定、同法第二十八條第九項の改正規定（「第四條第三項」を「第四條第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九條第四項の改正規定（「第四條第三項」を「第四條第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四條及び第三十五條の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三條、第十五條から第二十四條まで、第二十五條第一項、第二十六條、第二十七條第一項から第三項まで、第三十條から第三十二條まで、第三十八條、第四十四條、第四十六條第一項及び第四項、第四十七條から第四十九條まで、第五十一條から第五十三條まで、第五十五條、第五十八條、第五十九條、第六十一條から第六十九條まで、第七十一條、第七十二條第一項から第三項まで、第七十四條から第七十六條まで、第七十八條、第八十條第一項及び第三項、第八十三條、第八十七條（地方税法第五百八十七條の二及び附則第十一條の改正規定を除く。）、第八十九條、第九十條、第九十二條（高速自動車国道法第二十五條の改正規定に限る。）、第九十六條、第一百一條、第一百二條、第一百五條から第七十七條まで、第一百十二條、第一百七十七條（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二號）第四條第八項の改正規定に限る。）、第一百十九條並びに第二百二十三條第二項の規定 平成二十四年四月一日

第三条～第二十一条（略）

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第二百一十一条の二 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第

号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「第五項第一号」を「第六項第一号」に改め、

「第四条の二第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「第十一項

」を「第十三項」に改め、同条第十三項中「第五項各号」を「第六項

各号」に、「第十一項中「市町村の長（指定都市（地方自治法（昭和

二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市を

いう。以下同じ。）の長を除く。）」とあるのは「市町村の長」と、

「当該市町村」を「第十三項中「当該町村」に、「地域産業集積形

成法第十条第三項又は第十一条第二項」を、「地域産業集積形成法

第十条第四項又は第十一条第三項」に、「当該市町村の長」を「当該

町村の長」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第

十四項とし、同条第十一項中「第五項各号」を「第六項各号」に、「

第二項又は第六項」を「第三項又は第八項」に、「市町村」を「町村

」に改め、「（指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号

）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の長

を除く。）」を削り、同項を同条第十三項とし、同条中第十項を第十

二項とし、第九項を第十一項とし、第八項を第十項とし、同条第七項

中「市町村」を「町村」に、「第三項」を「第四項」に、「第二十八

条第五項」を「第二十八条第六項」に改め、同項を同条第九項とし、

同条第六項中「前項の規定により経過措置を定める条例（以下この条

において「復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例」という。）

」を「復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例（町村が定めるも

のに限る。）」に、「同項」を「第六項」に、「市町村」を「町村」

三〇六（略）

に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 前項の規定により経過措置を定める条例（以下この条において「復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例」といい、市が定めるものに限る。）が施行されている間は、同項の特定工場に係る工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「第四条の二第一項の規定により都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則が定められた場合にあつては、その都道府県準則又は市準則」とあるのは、「東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第 号）第二十八条第六項の規定により条例が定められた場合にあつては、その条例」とする。

第二十八条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「認定市町村」を「認定町村」に、「市町村」を「町村」に、「地域準則が定められた場合にあつては、その地域準則」を「都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則が定められた場合にあつては、その都道府県準則又は市準則」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定により準則を定める条例（以下この条において「復興産業集積区域緑地面積率等条例」という。）」を「復興産業集積区域緑地面積率等条例（認定市町村である町村（以下この条において「認定町村」という。）が定めるものに限る。）」に、「認定市町村」を「認定町村」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により準則を定める条例（以下この条において「復興産業集積区域緑地面積率等条例」といい、認定市町村である市が定めるものに限る。）が施行されている間は、当該復興産業集積区域

緑地面積率等条例に係る復興産業集積区域に係る工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「第四条の二第一項の規定により都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則が定められた場合にあつては、その都道府県準則又は市準則」とあるのは、「東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第 号）第二十八条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。

第二十九条第二号中「の長が同条第二項」を「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の長が河川法第九条第二項」に改める。

附則第九条関係新旧対照条文

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第二百一十一条の二の規定による改正後の東日本大震災復興特別区域法（平成二十三法律第 号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

（工場立地法及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の特例）

第二十八条 特定地方公共団体が、第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、復興産業集積事業（復興産業集積区域内において製造業等（工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第二条第三項に規定する製造業等をいう。以下この項において同じ。）を営む者がその事業の用に供する工場又は事業場（以下この項において「工場等」という。）の新增設を行うことを促進する事業をいう。第六項第一号及び別表の九の項において同じ。）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた特定地方公共団体（市町村に限る。以下この条において「認定市町村」という。）は、当該復興推進計画に定められた復興産業集積区域における製造業等に係る工場等の緑地（同法第四条第一項第一号に規定する緑地をいう。）及び環境施設（同法第四条第一項第一号に規定する環境施設をいう。）のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項について、条例で、同法第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条の二第一項若しくは第二項の規定により定められた準則（第十三項において「工場立地法準則」といい、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下この条において「地域産業集積形成法」という。）第十条第一項の規定により準則

（工場立地法及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の特例）

第二十八条 特定地方公共団体が、第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、復興産業集積事業（復興産業集積区域内において製造業等（工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第二条第三項に規定する製造業等をいう。以下この項において同じ。）を営む者がその事業の用に供する工場又は事業場（以下この項において「工場等」という。）の新增設を行うことを促進する事業をいう。第五項第一号及び別表の九の項において同じ。）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた特定地方公共団体（市町村に限る。以下この条において「認定市町村」という。）は、当該復興推進計画に定められた復興産業集積区域における製造業等に係る工場等の緑地（同法第四条第一項第一号に規定する緑地をいう。）及び環境施設（同法第四条第一項第一号に規定する環境施設をいう。）のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項について、条例で、同法第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条の二第一項の規定により定められた準則（第十一項において「工場立地法準則」といい、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下この条において「地域産業集積形成法」という。）第十条第一項の規定により準則が定められた場

が定められた場合又は地域産業集積形成法第十一条第一項の規定により条例が定められた場合にあつては、その準則又はその条例（以下この条において「地域産業集積形成法準則等」という。）を含む。）に代えて適用すべき準則を定めることができる。

2 | 前項の規定により準則を定める条例（以下この条において「復興産業集積区域緑地面積率等条例」といい、認定市町村である市が定めるものに限る。）が施行されている間は、当該復興産業集積区域緑地面積率等条例に係る復興産業集積区域に係る工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「第四条の二第一項の規定により都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則が定められた場合にあつては、その都道府県準則又は市準則」とあるのは、「東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第 号）第二十八条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。

3 | 復興産業集積区域緑地面積率等条例（認定市町村である町村（以下この条において「認定町村」という。）が定めるものに限る。）が施行されている間は、工場立地法の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務であつて、当該復興産業集積区域緑地面積率等条例に係る復興産業集積区域に係るものは、当該復興産業集積区域緑地面積率等条例を定めた認定町村の長が行うものとする。

4 | 前項の規定により認定町村の長が事務を行う場合においては、工場立地法の規定及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百八号）附則第三条第一項の規定中都道府県知事に関する規定は、当該復興産業集積区域については、町村の長に関する規定として当該認定町村の長に適用があるものとする。この場合において、工場立地法第九条第二項第一号中「第四条の二第一項の

合又は地域産業集積形成法第十一条第一項の規定により条例が定められた場合にあつては、その準則又はその条例（以下この条において「地域産業集積形成法準則等」という。）を含む。）に代えて適用すべき準則を定めることができる。

2 | 前項の規定により準則を定める条例（以下この条において「復興産業集積区域緑地面積率等条例」という。）が施行されている間は、工場立地法の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務であつて、当該復興産業集積区域緑地面積率等条例に係る復興産業集積区域に係るものは、当該復興産業集積区域緑地面積率等条例を定めた認定市町村の長が行うものとする。

3 | 前項の規定により認定市町村の長が事務を行う場合においては、工場立地法の規定及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百八号）附則第三条第一項の規定中都道府県知事に関する規定は、当該復興産業集積区域については、市町村の長に関する規定として当該認定市町村の長に適用があるものとする。この場合において、工場立地法第九条第二項第一号中「第四条の二第

規定により都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則が定められた場合にあつては、その都道府県準則又は市準則」とあるのは、「東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第 号）第二十八条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。

5・6 (略)

7 前項の規定により経過措置を定める条例（以下この条において「復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例」といい、市が定めるものに限る。）が施行されている間は、同項の特定工場に係る工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「第四条の二第一項の規定により都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則が定められた場合にあつては、その都道府県準則又は市準則」とあるのは、「東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第 号）第二十八条第六項の規定により条例が定められた場合にあつては、その条例」とする。

8 復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例（町村が定めるものに限る。）が施行されている間は、工場立地法の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務であつて、第六項の特定工場に係るものは、当該復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例を定めた町村の長が行うものとする。

9 前項の規定により町村の長が事務を行う場合においては、第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「第二十八条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とあるのは、「第二十八条第六項の規定により条例が定められた場合にあつては、

一項の規定により地域準則が定められた場合にあつては、その地域準則」とあるのは、「東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第 号）第二十八条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。

4・5 (略)

6 前項の規定により経過措置を定める条例（以下この条において「復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例」という。）が施行されている間は、工場立地法の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務であつて、同項の特定工場に係るものは、当該復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例を定めた市町村の長が行うものとする。

7 前項の規定により市町村の長が事務を行う場合においては、第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第二十八条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とあるのは、「第二十八条第五項の規定により条例が定められた場合にあつては

その条例」と読み替えるものとする。

10) 12) (略)

13) 復興産業集積区域緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、第六項各号に掲げる事由の発生又は復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により、当該復興産業集積区域緑地面積率等条例（復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例が定められている場合）にあっては、当該復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例（当該復興産業集積区域緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、同項各号に掲げる事由の発生又は当該復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により工場立地法準則の適用を受けることとなったものに限る。）について、それぞれ当該復興産業集積区域緑地面積率等条例の廃止若しくは失効の日、同項各号に掲げる事由の発生の日又は当該復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効の日（以下この項及び次項において「特定日」という。）前に第三項又は第八項の規定によりこれらの規定に規定する事務を行うものとされた町村の長にされた工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出は、特定日以後においては、当該町村の存する都道府県の知事にされたものとみなす。ただし、当該届出であつて特定日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

、その条例」と読み替えるものとする。

8) 10) (略)

11) 復興産業集積区域緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、第五項各号に掲げる事由の発生又は復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により、当該復興産業集積区域緑地面積率等条例（復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例が定められている場合）にあっては、当該復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例（当該復興産業集積区域緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、同項各号に掲げる事由の発生又は当該復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により工場立地法準則の適用を受けることとなったものに限る。）について、それぞれ当該復興産業集積区域緑地面積率等条例の廃止若しくは失効の日、同項各号に掲げる事由の発生の日又は当該復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効の日（以下この項及び次項において「特定日」という。）前に第二項又は第六項の規定によりこれらの規定に規定する事務を行うものとされた市町村の長（指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の長を除く。）にされた工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出は、特定日以後においては、当該市町村の存する都道府県の知事にされたものとみなす。ただし、当該届出であつて特定日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

14) (略)

15) 前二項の規定は、復興産業集積区域緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、第六項各号に掲げる事由の発生又は復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により、当該復興産業集積区域緑地面積率等条例（復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例が定められている場合にあつては、当該復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例）で定めた準則の適用を受けないこととなつた特定工場（当該復興産業集積区域緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、同項各号に掲げる事由の発生又は当該復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により地域産業集積形成法準則等の適用を受けることとなつたものに限る。）について準用する。この場合において、第十三項中「当該町村の存する都道府県の知事」とあるのは、「地域産業集積形成法第十条第四項又は第十一条第三項の規定によりこれらの規定に規定する事務を行うものとされた当該町村の長」と読み替えるものとする。

(河川法及び電気事業法の特例等)

第二十九条 (略)

一 (略)

二 特定地方公共団体が、当該認定の申請に先立ち、地域協議会（当該特定水力発電事業に係る水利使用に関し河川法第二十三条等の許可を行う河川管理者（河川法第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者（同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭

12) (略)

13) 前二項の規定は、復興産業集積区域緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、第五項各号に掲げる事由の発生又は復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により、当該復興産業集積区域緑地面積率等条例（復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例が定められている場合にあつては、当該復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例）で定めた準則の適用を受けないこととなつた特定工場（当該復興産業集積区域緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、同項各号に掲げる事由の発生又は当該復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により地域産業集積形成法準則等の適用を受けることとなつたものに限る。）について準用する。この場合において、第十一項中「市町村の長（指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の長を除く。）」とあるのは「市町村の長」と、「当該市町村の存する都道府県の知事」とあるのは「地域産業集積形成法第十条第三項又は第十一条第二項の規定によりこれらの規定に規定する事務を行うものとされた当該市町村の長」と読み替えるものとする。

(河川法及び電気事業法の特例等)

第二十九条 (略)

一 (略)

二 特定地方公共団体が、当該認定の申請に先立ち、地域協議会（当該特定水力発電事業に係る水利使用に関し河川法第二十三条等の許可を行う河川管理者（河川法第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者（同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市の長が同条第二項

和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川(同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。)の管理の一部を行う場合にあつては、当該道府県知事又は当該指定都市の長)をいう。以下同じ。)を構成員とするものに限る。次条第二項及び第三項において同じ。)を組織し、当該地域協議会において当該特定水力発電事業に係る特定水利使用計画が協議されていること。

に規定する指定区間内の一級河川(同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。)の管理の一部を行う場合にあつては、当該道府県知事又は当該指定都市の長)をいう。以下同じ。)を構成員とするものに限る。次条第二項及び第三項において同じ。)を組織し、当該地域協議会において当該特定水力発電事業に係る特定水利使用計画が協議されていること。

附則第十条関係新旧対照条文

○ 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第 号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律及び東日本大震災復興特別区域法の一部改正）</p> <p>第六十九条 次に掲げる法律の規定中「人事院規則、」を削り、「国家公安委員会規則」の下に「、人事公正委員会規則」を加え、「人事院、」を削り、「公正取引委員会、国家公安委員会」の下に「、人事公正委員会」を加える。</p> <p>一 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第九条</p> <p>二 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第 号）第八十三条</p>	<p>（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）</p> <p>第六十九条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第九条中「、人事院規則」を削り、「国家公安委員会規則」の下に「、人事公正委員会規則」を加え、「人事院、」を削り、「公正取引委員会、国家公安委員会」の下に「、人事公正委員会」を加える。</p>

附則第十条関係新旧対照条文

○ 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第 号）第六十九条の規定による改正後の東日本大震災復興特別区域法（平成二十三法律第 号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（主務省令）</p> <p>第八十三条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、公正取引委員会、国家公安委員会、人事公正委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は運輸安全委員会の所管に係る規制については、それぞれ公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）</p> <p>第八十三条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（<u>人事院規則</u>、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、<u>人事院</u>、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は運輸安全委員会の所管に係る規制については、それぞれ<u>人事院規則</u>、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。</p>

附則第十一条関係新旧対照条文

○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一、十四の四（略）</p> <p>十四の五 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第号）第四条第九項に規定する復興推進計画の認定に關すること、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機關の指定及び復興特区支援利子補給金の支給に關すること、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進に關すること、同法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画に關すること、同法第七十八条第三項に規定する復興交付金の配分計画に關すること並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業、同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業及び同法第七十八条第一項に規定する復興交付金事業等に關する關係行政機關の事務の調整に關すること。</p> <p>十五、六十二（略）</p>	<p>（所掌事務） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一、十四の四（略）</p> <p>十五、六十二（略）</p>

附則第十二条関係新旧対照条文

○ 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（地方整備局）</p> <p>第三十一条 地方整備局は、国土交通省の所掌事務のうち、次に掲げる事務（北海道の区域に係るものを除く。）の全部又は一部を分掌する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第四条第三号、第六号、第八号、第十一号、第十三号、第十四号、第十五号（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものに限る。）、<u>第三十二号から第三十四号まで</u>、第四十四号、第四十五号、第四十六号（自動車車庫に係るものを除く。）、第四十七号から第五十号まで、第五十三号から第五十五号まで、第五十七号から第六十二号まで、第六十四号から第六十六号まで、第六十九号（基準の設定に係るものを除く。）、第七十号、第七十一号、第一百一号から第一百三号まで、第一百十二号（基準の設定に係るものを除く。）、第一百三号、第一百十四号、第一百十六号、第一百二十四号（運輸技術及び気象業務に関連する技術に係るものを除く。）及び第二百二十八号に掲げる事務</p> <p>三〇六 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（北海道開発局）</p>	<p>（地方整備局）</p> <p>第三十一条 地方整備局は、国土交通省の所掌事務のうち、次に掲げる事務（北海道の区域に係るものを除く。）の全部又は一部を分掌する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第四条第三号、第六号、第八号、第十一号、第十三号、第十四号、第十五号（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものに限る。）、<u>第三十二号、第三十三号、第四十四号、第四十五号、第四十六号</u>（自動車車庫に係るものを除く。）、第四十七号から第五十号まで、第五十三号から第五十五号まで、第五十七号から第六十二号まで、第六十四号から第六十六号まで、第六十九号（基準の設定に係るものを除く。）、第七十号、第七十一号、第一百一号から第一百三号まで、第一百十二号（基準の設定に係るものを除く。）、第一百三号、第一百十四号、第一百十六号、第一百二十四号（運輸技術及び気象業務に関連する技術に係るものを除く。）及び第二百二十八号に掲げる事務</p> <p>三〇六 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（北海道開発局）</p>

第三十三条 北海道開発局は、国土交通省の所掌事務のうち、北海道の区域に係る次に掲げる事務を分掌する。

一 (略)

二 第四条第三号、第六号、第八号、第十号、第十三号、第十四号、第十五号（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものに限る。）、第三十二号から第三十四号まで、第四十四号、第四十五号、第四十六号（自動車車庫に係るものを除く。）、第四十七号から第五十号まで、第五十三号から第五十五号まで、第五十七号から第六十二号まで、第六十四号から第六十六号まで、第六十九号（基準の設定に係るものを除く。）、第七十号、第七十一号、第一百号から第一百三号まで、第一百十二号（基準の設定に係るものを除く。）、第一百三号、第一百四号、第一百十六号、第一百二十四号（運輸技術及び気象業務に関連する技術に係るものを除く。）及び第二百二十八号に掲げる事務

三 五六 (略)

255 (略)

第三十三条 北海道開発局は、国土交通省の所掌事務のうち、北海道の区域に係る次に掲げる事務を分掌する。

一 (略)

二 第四条第三号、第六号、第八号、第十号、第十三号、第十四号、第十五号（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものに限る。）、第三十二号、第三十三号、第四十四号、第四十五号、第四十六号（自動車車庫に係るものを除く。）、第四十七号から第五十号まで、第五十三号から第五十五号まで、第五十七号から第六十二号まで、第六十四号から第六十六号まで、第六十九号（基準の設定に係るものを除く。）、第七十号、第七十一号、第一百号から第一百三号まで、第一百十二号（基準の設定に係るものを除く。）、第一百三号、第一百四号、第一百十六号、第一百二十四号（運輸技術及び気象業務に関連する技術に係るものを除く。）及び第二百二十八号に掲げる事務

三 五六 (略)

255 (略)